松戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

松戸市議会委員会条例(昭和41年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に 改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「(削除)」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(件) 以正後即分のの存在することは、自然以正後即分を加える。	
改正前	改正後
(常任委員会の名称、所管及び委員の定数)	(常任委員会の名称、所管及び委員の定数)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとす	2 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとす
る。	ప 。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 健康福祉常任委員会	(2) 健康福祉常任委員会
健康福祉部、福祉長寿部、子ども部、福祉事	<u>健康医療部</u> 、福祉長寿部、子ども部、福祉事
務所及び病院事業の所管に属する事項	務所及び病院事業の所管に属する事項
(3) (略)	(3) (略)
(4) 建設経済常任委員会	(4) 建設経済常任委員会
経済振興部、街づくり部、建設部、水道事業	経済振興部、街づくり部 <u>、都市再生部</u> 、建設
及び農業委員会の所管に属する事項	部、水道事業及び農業委員会の所管に属する事
	項
3 (略)	3 (略)

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。